

平成 23 年度

医療機器販売業等の管理者及び医療機器修理業の責任技術者に対する継続的研修のご案内

社団法人 日本歯科商工協会
会 長 中 尾 眞

拝啓

医療機器の販売業・修理業の皆様におかれましては、平成 22 年度の各事業所の販売管理者及び責任技術者の継続的研修を受講していただき、ありがとうございました。

当協会では、本年平成 23 年度も引き続き、継続的研修を、薬事法施行規則第 168 条及び第 175 条第 2 項並びに第 194 条の規定に基づき、以下の実施要領のように実施いたします。よくご覧いただきまして、受講申し込みいただきますようご案内申し上げます。

敬具

実 施 要 領

◆ 目 的 ◆

1. 薬事法施行規則第 168 条及び第 175 条第 2 項に基づく医療機器販売業等の営業所の管理者に対する研修
2. 薬事法施行規則第 194 条に基づく医療機器修理業の責任技術者に対する研修

◆ 受講対象者 ◆

平成 23 年 3 月 31 日時点で、

- 「高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可」を取得している事業所ごとの管理者
- 「医療機器修理業の許可」を取得している事業所ごとの責任技術者

1) この研修は、

- ①各事業所の管理者として「高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可申請書」の管理者欄に記載された者(事業所の販売業許可を受けたときと管理者が変更されている場合は「変更届書」に記載された者)
- ②各事業所の責任技術者として「医療機器修理業許可申請書」「医療機器修理業修理区分追加・変更許可申請書」の責任技術者欄に記載された者(事業所の医療機器修理業許可を受けたときと責任技術者が変更されている場合は「変更届書」に記載された者)

が対象です。

管理者、責任技術者の資格を持っていても、自分が所属する事業所の管理者、責任技術者となっていない者は、この研修を受講する義務はありません。お間違えのないようご注意ください、お申し込みください。

2) この研修は、

- ① 事業所の管理者として「管理医療機器販売業・賃貸業の届書」の管理者欄に記載された者(事業所の販売業届を提出したときと管理者が変更されている場合は「変更届書」に記載された者)の受講は薬事法施行規則第 175 条第 2 項により努力義務となっております。
- ② 当分の間、歯科器材 MDR(歯科器材情報担当者)認定希望者には、日本歯科商工協会主催の当継続的研修修了が必要となります。

◆ 研修カリキュラム ◆

1. 薬事法その他薬事に関する法令
2. 医療機器の品質管理
3. 医療機器の不具合報告及び回収報告
4. 医療機器の情報提供 (以上、2 時間～2 時間半程度)

◆開催日・開催地・定員◆

別紙の「社団法人 日本歯科商工協会 継続的研修開催詳細について」をご覧ください。

◆受講料◆

6,000円(消費税込み)

(注) 郵便払込みのみ(払込手数料は、当協会が負担いたします)

※受講料は会場借料等に充当するため、払込み後は返金できません。

※領収書は払込金受領証で代えさせていただきます。それ以外の領収書は発行いたしません。

◆受講修了証の交付◆

すべての講義を受講した方に限り、受講修了証を受講日当日、受講票と引き換えに交付いたします。

◆申込者情報の取扱について◆

申込者情報につきましては、細心の注意の上取扱い、継続的研修に関わる業務以外への利用は致しません。

上記利用目的に関する業務を日本歯科用品商協同組合連合会、宮嶋印刷株式会社、株式会社デンタルインターネットに委託していることから、当該業務の遂行に必要な範囲内で、申込者情報をこれら受託会社に開示するものと致します。

また、都道府県から問合せがあった場合、その目的を確認した上で、必要に応じて申込者情報及び受講実績を日本歯科商工協会より開示する場合がございますが、それ以外の第三者への提供・開示は致しません。

◆主催◆

社団法人 日本歯科商工協会 〒111-0056 東京都台東区小島 2-16-14 日本歯科器械会館内
(同 ホームページ <http://www.jdta.org/>)

◆申込書の請求及び問合せ先◆

社団法人 日本歯科商工協会 継続的研修委員会

運営事務局 日本歯科用品商協同組合連合会 〒113-0033 東京都文京区本郷 1-25-25

電話 03-3814-1651 FAX 03-3818-7859

※問合せはすべてFAXにてお願い致します。

◆申込書の請求方法◆

1. 開催のご案内は、日商連会報平成 23 年新春号名簿掲載各社の本社並びに営業所宛に送付させていただきました。
2. 事業所が他にある会社或いは申込書が足りない場合については、角 2 サイズ(24×33.2cm)の返送用封筒をご用意いただき、住所、氏名を記入し、1～3 部ご希望の場合は 200 円、4～10 部ご希望の場合は 390 円切手を貼付の上、希望部数を書いたメモと一緒に同封の上、上記申込書の請求先まで送付して下さい。

◆お申込み方法◆

1. 添付の申し込み用紙(日本歯科商工協会のホームページからもダウンロード可能です)の必要箇所に「記入方法」にしたがって記入漏れのないよう、記載してください。
※振込用紙はダウンロードできませんので、郵便局備え付けの振込用紙をご利用下さい。その場合、手数料は各自でご負担頂きます。(口座番号 00190-8-316871 加入者名 日本歯科商工協会)
2. 申込書の裏面に必ず郵便振替払込受付証明書を、貼付してください。
3. 受講料の払込みは個人単位で、実施してください。会社単位で複数人を纏めて払込むことはしないでください(払込手数料は当協会が負担いたします)。
4. 申込み受付期間は、各会場共平成 23 年 4 月 5 日～4 月 25 日と致します。
5. 各会場は先着順に申込を受付けます。締切日以前に定員に達した場合はその時点でお申込受付を終了い

たします。開催会場の最寄図、駐車場の有無等は各自にて、ご確認ください。

6. 第一希望の会場が定員を超えた場合、第二希望の会場になることがありますので、お早めにお申込みいただくと同時に、あらかじめご了承ください。
7. 申込状況は社団法人日本歯科商工協会のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。
8. 申込後の会場の変更は受付できません。
9. 申込書の返信には添付の「返信用封筒」をご使用ください。「返信用封筒」に必要事項を記載し、申込書を入れ、簡易書留郵便(切手 380 円)にて、郵送してください。

◆受講票について◆

1. 受講確定者に対し、開催日の10日くらい前に、受講票(ハガキ)を送付いたします。
 2. 受講票をお受取されましたら、受講票への氏名・住所等の記載内容に誤りがないことを確認し、誤記等ありましたら開催日の7日前までに問合せ先に FAX. で、ご連絡ください。(FAX. 03-3818-7859)
ご連絡いただけない場合は修了証に誤った氏名・住所が印字されてしまいますので、ご注意ください。
 3. 開催日当日に、受講票を会場の受付職員に提示してください。又、当日身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、日商連証明書、社員証等)を提示いただきますので、ご準備ください。
 4. 受講終了後、受講票と引き換えに受講修了証を交付いたします。
- ※ご入金された方で、受講票が開催日の5日前までに届かない場合や受講票を紛失された方は、必ず問合せ先に FAX. でお問合せください。(FAX. 03-3818-7859)

◆キャンセル等について◆

1. 受講者変更・記入内容の修正・キャンセルは、開催日の5日前までに問合せ先に FAX. で、ご連絡ください。(FAX. 03-3818-7859)
2. 入金後のキャンセルは、ご返金できませんのでご注意ください。
3. 講習当日の受講申込み(キャンセル待ち)の受付は致しませんので、ご注意ください。

◆研修に係る留意事項◆

1. 当日は早めに会場にお越しください。講習開始 30 分前から受付を行います。開始 10 分前までに必ず受付を済ませるようにしてください。
2. 遅刻者は受講をお断りいたしますので、ご注意ください。
3. 講習中の離席は原則的にお断りいたします。トイレ等も手荷物・携帯電話等を持参して退室することはできませんので、ご了承ください。
4. 受講中の会場内での携帯電話のご使用は禁止といたしますので、電源はお切り下さい。
5. 会場に関するお問合わせ等は、問合わせ先に FAX. (電話によるお問合わせ等は行っておりません)でお願いします。(FAX. 03-3818-7859)

◆ご連絡◆

平成 21 年度及び平成 22 年度「歯科器材 MDR 認定研修会」の修了者で、当日本歯科商工協会主催の「継続的研修」を修了していない者には「認定証明カード」が発行されておりませんので、なるべく今年度に日本歯科商工協会主催の当継続的研修を受講・修了されるよう、お願い申し上げます。